

〈後期高齢者医療保険にご加入の皆さまへ〉

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1722



令和8・9年度 後期高齢者医療保険料率

改定

令和8・9年度の保険料率は下記の通りとなります(県内で均一の保険料)。

※後期高齢者医療保険料率は、**都道府県単位**で計算され、2年ごとに見直されます。

令和8年度から**子ども・子育て支援金制度**が施行されることに伴い、**医療給付費等分(以下「医療分」)**の保険料率とは別に、**子ども・子育て支援金分(以下「子ども分」)**の保険料率が新設されます。

令和8年度の保険料額につきましては、7月に送られる**後期高齢者医療保険料額決定通知書**をご確認ください。

		令和6・7年度	令和8・9年度
保険料率	均等割額	医療分	47,500円
		子ども分	—
	所得割率	医療分	9.66%
		子ども分	—

※医療分は令和8・9年度も同額(率)ですが、子ども分は令和8年から令和10年にかけて段階的に毎年改定する予定です。

<改定理由> 後期高齢者医療は財政の均衡を保つことができるように各都道府県広域連合において、2年毎に保険料率の見直しが行われます。茨城県後期高齢者医療広域連合においても、今後2年間の被保険者数や医療給付費等の見込みを踏まえ、令和8・9年度の保険料率を設定しました。また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に、子ども分の保険料率を算定することとなりました。

令和8年度 賦課限度額(年間保険料額の上限)

改定

令和8年度は出産育児支援金の激変緩和措置の終了等の影響があること、中間所得層の負担とのバランスを考慮し、医療分については右記の通り変更となります。

		令和7年度	令和8年度
限度額	医療分	80万円	85万円
	子ども分	—	2万1,000円

所得が低い方に対する軽減措置

改定

世帯の所得水準に応じて、医療分・子ども分それぞれの**均等割額**が軽減されます。経済動向等を踏まえ、2割軽減、5割軽減の軽減判定基準が下記の通りとなります。

軽減割合	令和7年度	令和8年度～
7割(★)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	(改定なし)
5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[30.5万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[31万円×世帯の被保険者数]以下の世帯
2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[56万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[57万円×世帯の被保険者数]以下の世帯

(★)特例軽減…7割軽減の対象者について、令和8・9年度は、医療分のみさらに0.2割軽減とし、合わせて7.2割軽減となります。